

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1. 現状

当商工会近郊の災害発生状況および想定される災害発生の情報、上松町が策定した上松町ハザードマップ(2019年更新版)、及び、J-SHIS(防災科学技術研究所)が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 災害発生リスク

(1) - 1 上松町の位置と拡大図



上松町は長野県の南西部に位置する木曽郡の町。北は木曽町、南は大桑村に接し、西は赤沢自然休養林を擁する国有林、東は中央アルプス最高峰の木曽駒ヶ岳を経て駒ヶ根市に隣接します。中央には木曽川、J R中央線、国道19号線が南北に通過しています。中山道木曽路十一宿の上松宿に当たり、寝覚の床や木曽の棧など、木曽八景のうち5つが立地する地域となる。

(1) - 2 土砂・洪水ハザードマップ

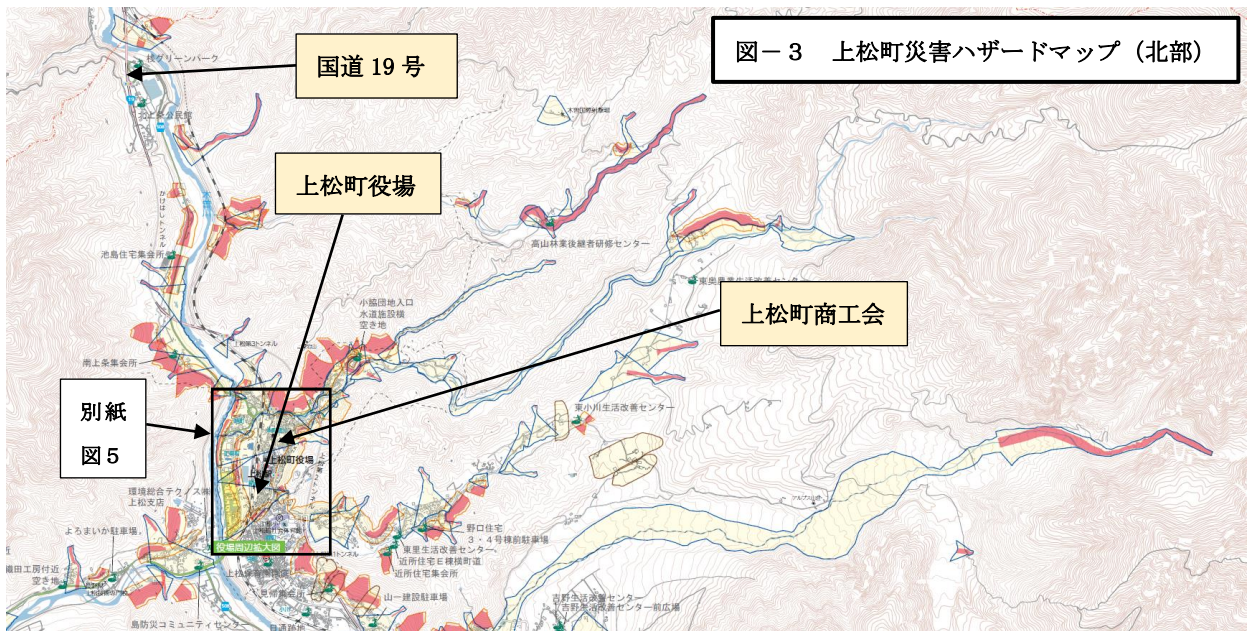


図-3 上松町災害ハザードマップ (北部)

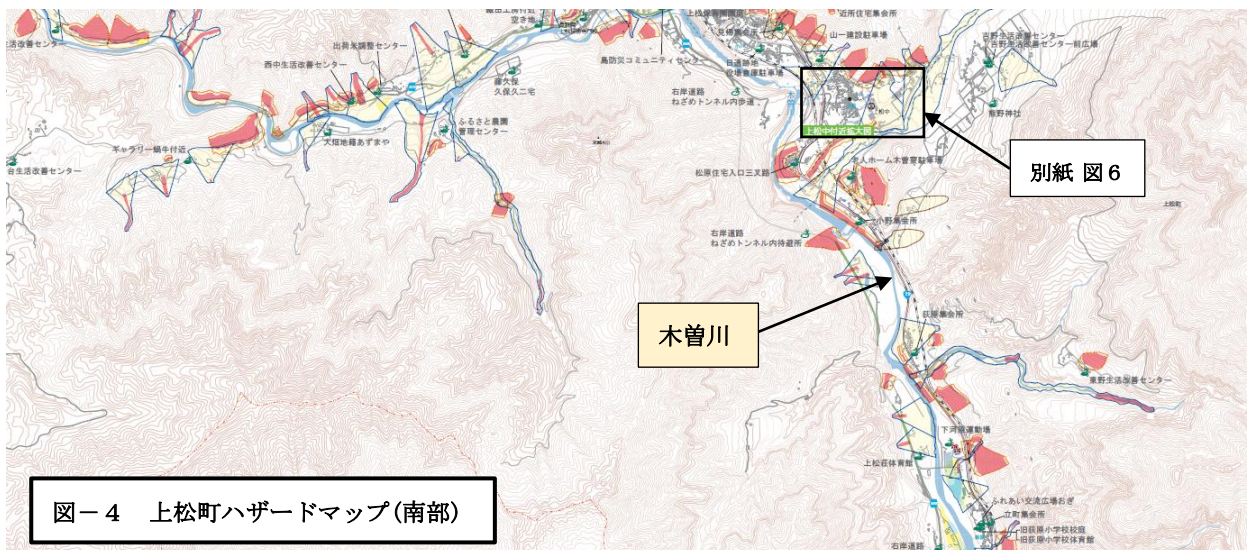



図-4 上松町ハザードマップ (南部)

	
土砂災害特別警戒区域	土砂災害警戒区域 (急傾斜)
	
土砂災害警戒区域 (土石流)	土砂災害警戒区域 (地滑り)

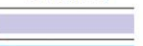



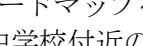
変水した場合に想定される水深	浸水想定区域
5.0m 以上の区域	
2.0~5.0m 未満の区域	
1.0~2.0m 未満の区域	
0.5~1.0m 未満の区域	
0.5m 未満の区域	

図-3, 図-4は、町内の洪水・土砂災害のハザードマップを示しています。また、図3-1は役場及び商工会周辺の拡大図、図4-1は上松中学校付近の拡大図を示しています。山間地域であることから広範囲にわたり土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域が全域に広がり、木曾川沿川を中心に0.5m未満の浸水想定区域が点在する。商工会の立地する地域においても、土砂災害警戒区域(土石流)の対象地域に指定されている。



(1) - 3 地震 (J-SHIS (日本防災研究所) 2020 年版データを引用する)

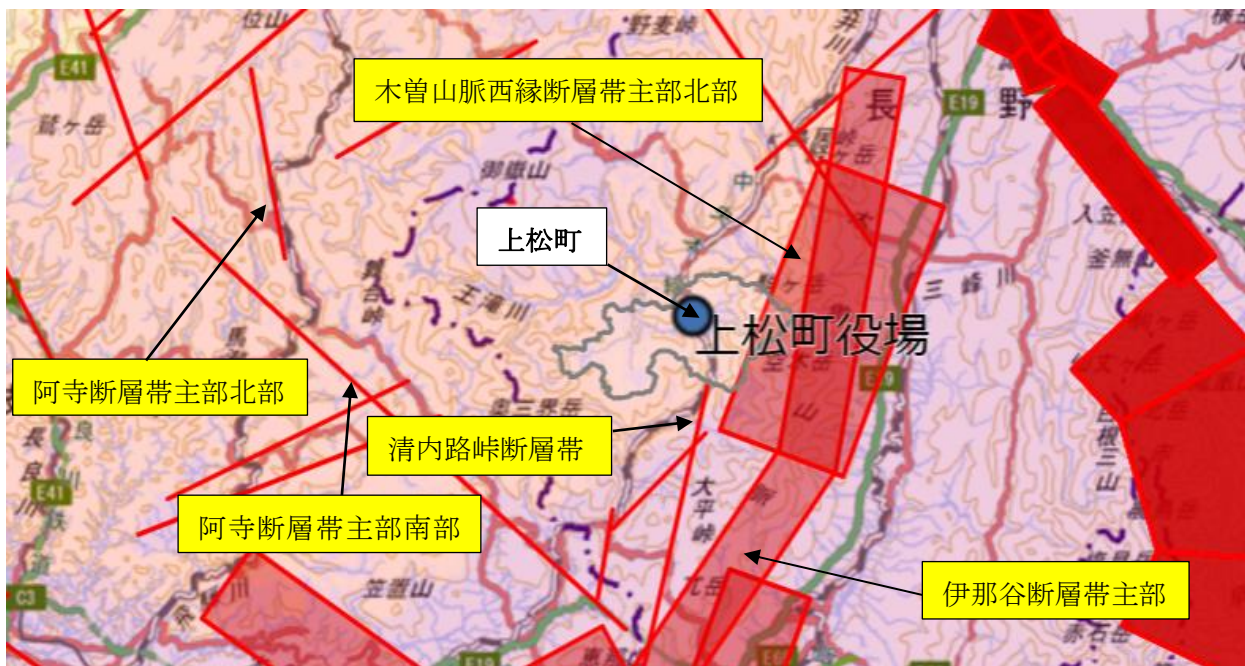


図-7 上松町周辺の活断層分布

上松町周辺の断層帯分布は、東部に木曾山脈西縁断層帯主部北部と伊那谷断層帯主部が縦断している地域となっている。又、周辺に位置する断層帯の中でも阿寺断層帯主部北部は今後 30 年及び 50 年の地震発生率が高い予測となっている。[30 年後 8.45% 50 年後 13.7%]

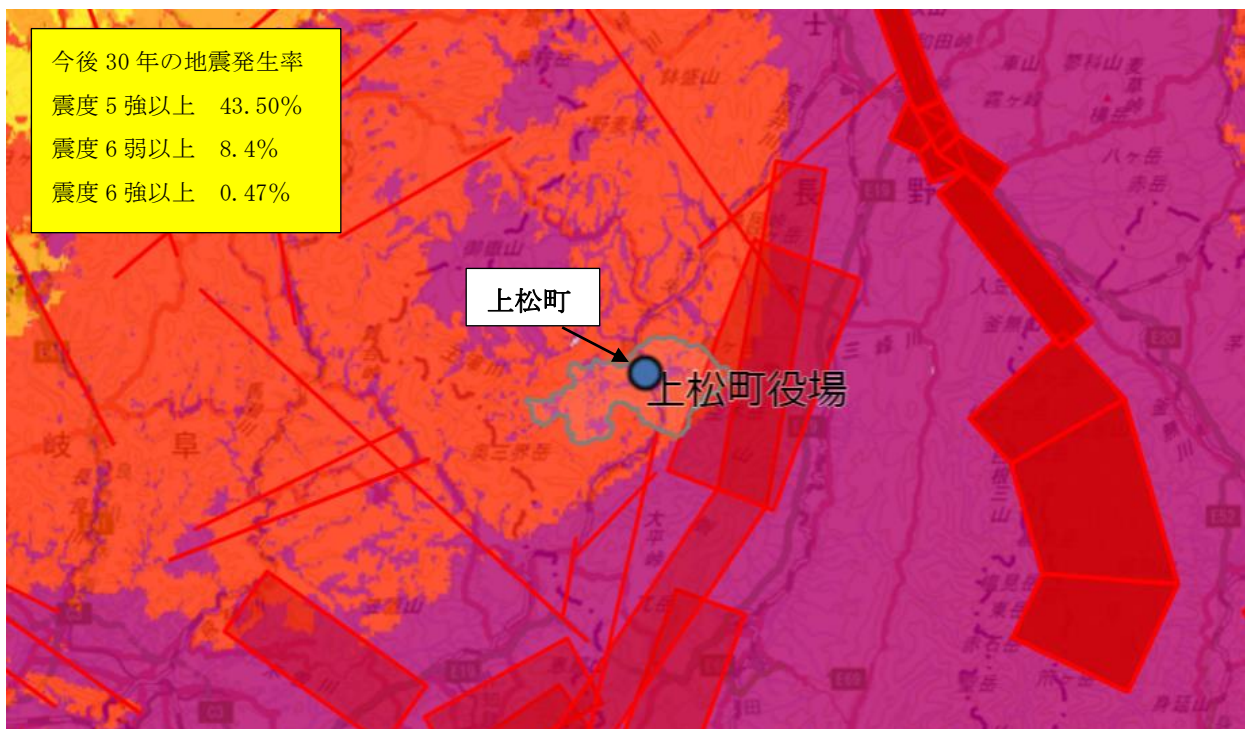


図-8 上松町周辺の震度確率分布

今後 30 年 震度 5 強以上の揺れに見舞われる確率の分を表したもので、上松町での発生確率は 43.50%と想定されている。

(1) - 4 感染症・サイバー攻撃 その他自然災害以外

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。また、新型コロナウイルス感染症のように国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により上松町においても多くの住民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。商工会が果たす地域へのサービス機能を維持する為にも【感染症に備えた事業計画】を策定し普段の準備を行う必要がある。また、災害に備える取り組みのほかに、情報漏洩や不正アクセスなど情報セキュリティやサイバーリスク対策に関する備えも重要で、準備していく必要がある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 281人 (企業統計調査)
- ・小規模事業者数 234人 (企業統計調査)

表1 商工業者の業種別内訳 (出典 長野県商工会の概要データ編 令和5年7月1日現在)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービ ス業	その他	合計
管轄内 事業総数	52	50	2	63	42	46	26	281
(内)小規模 事業者数	51	46	2	31	40	40	24	234
立地状況	町内広域に分散							

(3) これまでの取組

ア 上松町の取り組み

- ・上松町地域防災計画の見直しと防災体制の整備
- ・自主防災組織の充実
- ・施設・機材等の整備
- ・耐震化の推進
- ・応急体制の確立
- ・総合防災訓練の実施
- ・ハザードマップの更新及びマイタイムラインの作成への広報
- ・防災備品の備蓄

#### イ 当会の取組

- ・事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・事業者BCP策定セミナーの開催
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社及び担当代理店と連携した損害保険への加入促進
- ・防災備品（スコープ、懐中電灯、非常食 等）を備蓄
- ・上松町が実施する防災訓練への参加及び協力

#### ウ 防災に関する情報提供

- ・防災行政無線
- ・上松町ホームページ
- ・Lアラートによるエリアメール
- ・「リアルタイム被害予測 cmap」を活用した情報提供

#### エ 防災備蓄品

町では災害のおそれ又は災害の発生により、避難所へ避難した住民に対して緊急に必要な食料確保に努めている。生活必需品としてはおむつやナプキンなどで、全ての必需品が揃っている訳ではない。今後は避難所運営に必要な資機材などの備蓄品の確保を行っていくとともに、民間事業者及び他自治体等との協定締結により、災害時に必要な物資を速やかに調達できる体制の整備に努めていく。また、物資調達・輸送調整支援システムの活用により他市町村等の支援の迅速化や広域連携を行っていく。

#### オ 感染症の対策

感染症対策については、新型インフルエンザ等対策行動計画を策定し、平時から防災担当部署と健康福祉担当部署が情報共有を図るとともに、県等の関係機関と連携し、感染症が蔓延した際の対応や体制の整備に努めている。

また、避難所においては新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドラインに基づき、避難所運営マニュアルに感染予防対策を定め、災害発生時の感染拡大防止を図っている。

### 2. 課題

- ・平時、緊急時の対応について、ノウハウを持った人員が十分にいない。
- ・感染症対策において、地区内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大時に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンスとして保険の必要性を周知するなどが必要である。

### 3. 目標

- ・町内小規模事業者に対し災害リスクや感染症等リスクを認識、事前対策の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当会と上松町との間における被害情報報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援が行えるよう、また町内において感染症発生時には速やかに拡大措置を行えるよう、組織内における体制関係機関との連携体制を平時から構築する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

事業継続力強化支援事業の実施期間 ( 令和5年12月1日～ 令和10年3月31日 )

### 事業継続力強化支援事業の内容

当会と上松町の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

- (1) 令和5年に策定した「上松町商工会危機管理マニュアル (Ver.1) について、本計画との整合性を整理し、自然災害発災時や感染症発生時に発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

#### ア 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入、行政の支援策の活用等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、メールマガジン等において、本計画を公表するほか、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む。）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては業種別ガイドラインに基づき、感染拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

#### イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・令和5年に上松町商工会 危機管理マニュアル (Ver.1) を作成

#### ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体と連携

- ・連携協定を結ぶあいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催等

エ フォローアップ

- ・小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・上松町事業継続力強化支援協議会を開催し、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震・台風・豪雨）が発生したと仮定し、上松町との連絡ルートの確認等を行う。訓練は必要に応じて実施する。

(2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後1時間以内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。SNS等を利用した安否確認や業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等を当会上松町で共有する。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続にかかる家屋、設備の被害状況を把握する。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等の徹底を行う。
- ・感染症流行や、新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条に基づき、政府による「緊急事態宣言」が出た場合は、上松町における感染症対策本部設置に基づき当会による感染症対策を行う。

イ 応急対策の方針決定

- ・当会上松町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・職員が被災し応急対策ができない場合に備え、役割分担を決める。
- ・大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li><li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない</li></ul>
被害がある	<ul style="list-style-type: none"><li>・地区内1%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。</li><li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。</li></ul>
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"><li>・目立った被害の情報がない</li></ul>

※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。



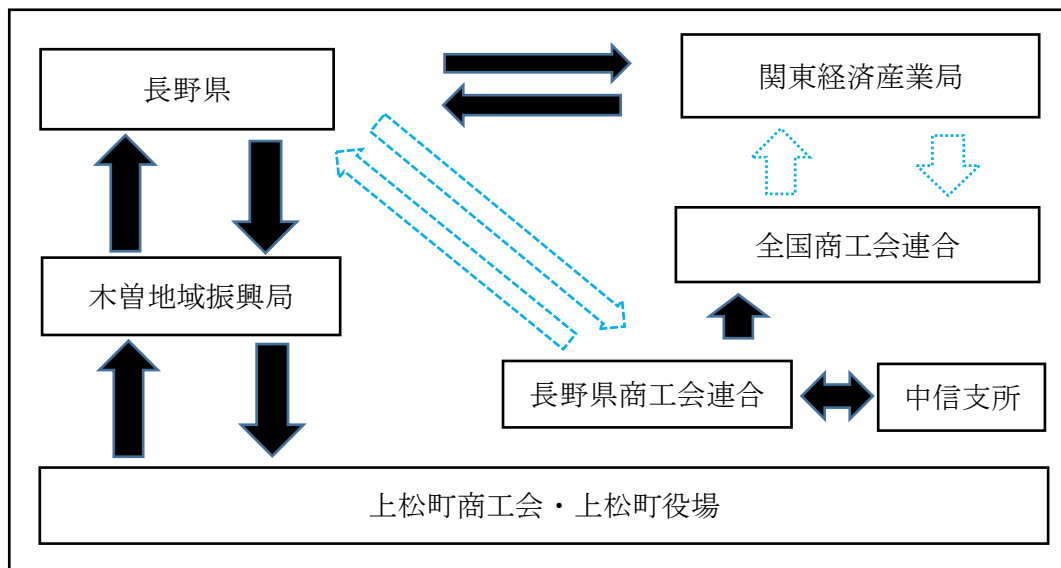
- 本計画により、当会と上松町は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～数日間	1日に最低1回共有する。
数日後～1か月後	1日に最低1回共有する。
1か月後	2日に1回共有する。

- 上松町で取りまとめた「新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発言を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- 自然災害発生時に、地区内の中小企業の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
- 二次被害を防止する為、被害地域での活動を行う事について決める。
- 当会と上松町は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品 等）の算定方法について予め確認しておく。
- 当会と上松町が共有した情報を、上松町から長野県木曾地域振興局商工観光課へ報告する。※急を要する場合は県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行う事がある。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

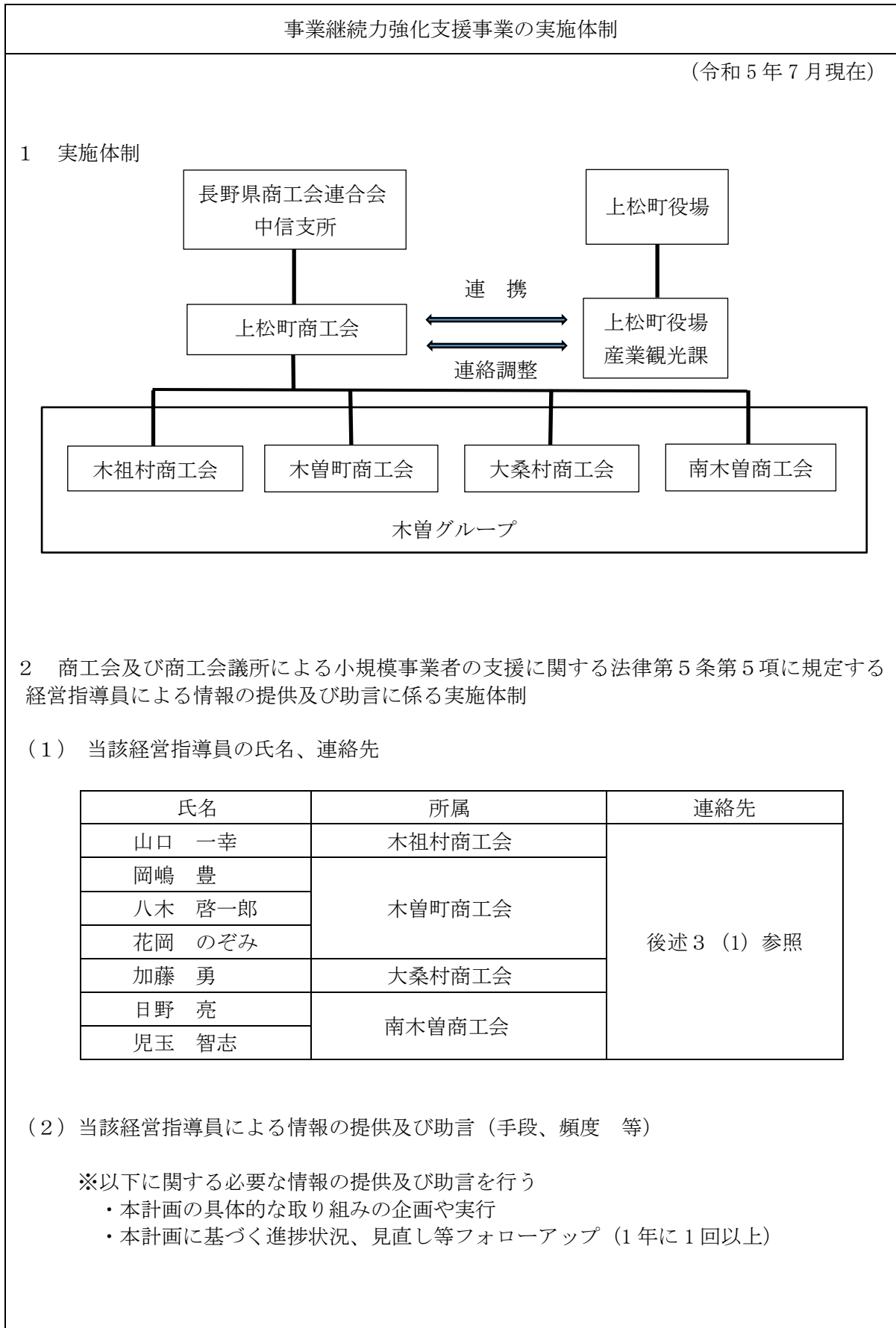
- 相談窓口の開設方法について、上松町と相談する。（当会は国の依頼を受けた場合は特別相談など窓口を設置する。）
- 安全が確認された場所において相談窓口を設置する。
- 地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- 応急時に有効な被害事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- 県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の区域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



### 3 商工会、関係市町村連絡先

#### (1) 商工会

##### 上松町商工会

〒399-5602 長野県木曾郡上松町本町通り 2-8

TEL 0264-52-2157 / FAX 0264-52-4930 / E-mail:agematsu@ju.kiso.ne.jp

##### 木祖村商工会

〒399-6201 長野県木曾郡木祖村藪原 189-1

TEL 0264-36-2048 / FAX 0264-36-3094 / E-mail:info@kisomura.or.jp

##### 木曾町商工会

〒397-0001 長野県木曾郡木曾町福島 6442-6

TEL 0264-22-3618 / FAX 0264-22-4304 / E-mail:shokokai@kisomachi.or.jp

##### 大桑村商工会

〒399-5503 長野県木曾郡大桑村長野 2819-2

TEL 0264-55-3130 / FAX 0264-55-3947 / E-mail:ookuwa@ju.kiso.ne.jp

##### 南木曾商工会

〒399-5301 長野県木曾郡南木曾町読書 3671-3

TEL 0264-57-2515 / FAX 0264-57-3754 / E-mail:shokokai@nagiso.com

#### (2) 関係市町村

##### 上松町役場 産業観光課

〒399-5601 長野県木曾郡上松町 159-4

TEL 0264-52-2001(代表) / FAX 0264-52-2150

E-mail:agematsu@town.agematsu.nagano.jp

#### (別表3)

##### 事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

#### 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
必要な資金の額	150	300	300	300	300
・ 専門家派遣費	50	100	100	100	100
・ 協議会運営費	25	50	50	50	50
・ セミナー開催費	25	50	50	50	50
・ パンプ、チラシ作成費	25	50	50	50	50
・ 防災備蓄、備蓄品等	25	50	50	50	50

#### 2 調達方法

- ・ 会費収入、長野県補助金、上松町補助金、事業収入 等

(別表 4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社  長野県火災共済協同組合	長野県中御所岡田 53-7 長野支店 支店長 植月 道雄  長野市大字中御所岡田町 131-10 理事長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。</li> <li>・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させる為の取組みや対策の周知・説明を行う。</li> <li>・小規模事業者に対し、BCP 策定（事業継続力強化計画等）による実効性のある取組み支援等を行う。</li> <li>・BCP 策定の為の策定支援を実施する。</li> </ul>	
連携して事業を実施する者の役割	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・損害保険の見直し</li> <li>・被災時の復旧に必要な費用算定</li> <li>・事業継続の為の運転資金の試算</li> <li>・BCP セミナーの開催</li> </ul>	
連携体制図等	
<pre>                 graph TD                     A[長野県火災共済協同組合] &lt;--&gt; 連携  B[経営支援センター 木曽グループ]                     B &lt;--&gt; 連携  C[あいおいニッセイ同和損害保険株式会社]                     D[担当組合職員] &lt;--&gt; 連絡調整  E[上松町商工会 法定経営指導員]                     E &lt;--&gt; 連絡調整  F[担当支社社員 及び 担当代理店]                     D --&gt; G[地域小規模事業者]                     F --&gt; G                     G --- H[BCP 計画等の策定支援]                     G --- I[BCP 計画等の策定支援 損害保険の加入促進]             </pre>	